
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価に関する会計基準等で取り扱う範囲の検討

本資料の目的

1. 金融商品の時価に関するガイダンス及び開示については、第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催）において、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手することが確認されている。

一方、金融商品以外の項目に関しては、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、基本的に国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手しないが、別途検討を行うこととしている。

2. 金融商品以外の項目に関して、次に係る会計基準等で取り扱う範囲について、第 389 回企業会計基準委員会（2018 年 7 月 24 日開催）及び第 131 回金融商品専門委員会（2018 年 7 月 27 日開催）で審議しており、これまでの審議で聞かれた意見を踏まえ、資料を修正しており、ご意見をお伺いしたい。

(1) 時価の定義及びガイダンス

(2) 時価に関する開示

時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲

（第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において提示した分析並びに提案）

3. 金融商品以外の項目のうち、次の項目については、市場価格の変動により利益を目的として保有することから、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を当期の損益として処理（以下「FVPL 処理」という。）することとされている。これらの FVPL 処理される項目について、時価の定義を整合させたいうで、その結果としての時価と帳簿価額の差額となる損益の性格の整合性を図るため、金融商品において FVPL 処理される項目（売買目的有価証券等）と時価の定義及びガイダンスについて整合性を図ることが有用となる可能性があると考えられる。

(1) トレーディング目的で保有する棚卸資産（企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）第 15 項）

(2) 活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨（実務対応報告第 38 号

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「仮想通貨実務対応報告」）第5項）

トレーディング目的で保有される棚卸資産

4. トレーディング目的で保有される棚卸資産については、活発な取引が行われるよう整備された市場を前提として、当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るものであり、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められ、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、市場価格に基づく価額により FVPL 処理することとされている（棚卸資産会計基準第60項）。
5. また、トレーディング目的で保有する棚卸資産の会計処理については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における売買目的有価証券の会計処理と同様であるため、その具体的な適用は金融商品会計基準に準ずることとされ、金融商品会計基準のほか、その具体的な指針等も参照する必要があるとされている（棚卸資産会計基準第61項）。
6. 前項を踏まえると、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、FVPL 処理される金融商品（売買目的有価証券）の会計処理と同様であり、金融商品が適用される時価の定義及びガイダンスを用いることが有用となると考えられる。

資金決済法における仮想通貨

7. 「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）における仮想通貨については、活発な市場が存在する場合には、市場価格に基づく価額により FVPL 処理し、活発な市場が存在しない場合には、取得原価又は処分見込価額をもって貸借対照表価額とすることとされている（仮想通貨実務対応報告第5項及び第6項）。

活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定されるため、その時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられるとされ、FVPL 処理することとされている（仮想通貨実務対応報告第36項及び第38項）。

8. ここで、2018年3月に公表された仮想通貨実務対応報告は、資金決済法が改正され仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入されたことを踏まえ、会計基準の開発が要請されたものであり、仮想通貨に関連するビジネスが初期段

階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。

9. これらの経緯を踏まえると、現時点で、当該実務対応報告の改正を検討することは時期尚早であると考えられる。

提案

10. 金融商品以外の項目については、トレーディング目的で保有する棚卸資産を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含め、活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨は現時点では当該会計基準等で取り扱う範囲に含めないことが考えられるがどうか。

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

11. 第 131 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。

仮想通貨実務対応報告が当面の取扱いを定めた暫定的な基準であることを踏まえれば、仮想通貨を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことに賛成である。

12. 第 389 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。

仮想通貨を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことには同意するが、その理由については、仮想通貨実務対応報告の検討において、当面の取扱いとして IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)とは必ずしも整合的でない規定を導入した経緯があり、基準開発から短期間で当該規定を変えることは適切ではない旨を記載することが考えられる。

(今回の追加的な分析及び提案)

13. 活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨については、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことには特段の異論が聞かれていないが、その理由として、当面の取扱いとして、IFRS 第 13 号とは必ずしも整合的でない規定を導入した経緯も踏まえた説明が必要であるとの意見が聞かれている。
14. なお、前項における IFRS 第 13 号とは必ずしも整合的とならない可能性がある規定としては、活発な市場が存在する仮想通貨について市場価格として用いる取引価格の定

めがある。

IFRS 第 13 号では、公正価値測定は、資産の売却等の取引が主要な市場¹（主要な市場がない場合には最も有利な市場²）において発生すると仮定するとされ、当該市場を識別するために合理的に利用可能なすべての情報を考慮に入れなければならないが、反証がなければ、企業が資産の売却等の取引を通常行っている市場が、主要な市場又は最も有利な市場と推定するとされている（IFRS 第 13 号第 17 項）。

一方、仮想通貨実務対応報告では、活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価に用いる市場価格については、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を用いることとされている（仮想通貨実務対応報告第 9 項）。

この点、現時点では、海外も含めた各仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引量を網羅的に把握し、取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を決定することは困難であると考えられるため、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を市場価格として使用することとしたとされている（仮想通貨実務対応報告第 49 項）。

15. したがって、仮想通貨実務対応報告の取扱いは、現時点の市場環境を踏まえると適切なものであると結論の背景に記載したうえで、活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨は現時点では時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないとするのが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないとする結論の背景の記載の方向性（第 15 項参照）について、ご質問又はご意見を頂きたい。

¹ 主要な市場とは、対象となる資産又は負債についての活動の量と水準が最大である市場をいう（IFRS 第 13 号付録 A 用語の定義）。

² 最も有利な市場とは、取引コストと輸送コストを考慮した上で、資産を売却するために受け取るであろう金額を最大化するため、又は負債を移転するために支払うであろう金額を最小化する市場をいう（IFRS 第 13 号付録 A 用語の定義）。

時価に関する開示に係る会計基準等で取り扱う範囲

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において提示した分析並びに提案)

16. 金融商品以外の項目については、第 3 項と同様に、トレーディング目的で保有する棚卸資産及び活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨について検討する。

トレーディング目的で保有される棚卸資産

17. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、IFRS 第 13 号に基づく場合、公正価値のレベル区分等の全般的な開示項目³やレベル 3 を対象とする開示項目⁴が求められることとなる。
18. この場合、仮に公正価値のレベル区分を求めたとしても、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、活発な取引が行われるよう整備された市場を前提とした市場価格で評価されるため、財務諸表利用者の分析において焦点が置かれるレベル 3 には区分されず、その結果レベル 3 を対象とする開示は行われたい可能性が高いと考えられる。さらに、保有する業態は、商社やコモディティを扱うブローカー等、比較的限定的であると考えられる。
19. 前項を踏まえると、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価に関する開示によっても必ずしも有用な情報が提供されることとはならないと考えられ、時価に関する開示の範囲に含めないことが考えられる。

³ 全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）は次のとおりである（最有効使用に関する開示項目は含まない。）。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
- (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
- (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (5) ポートフォリオの例外規定（IFRS 第 13 号第 48 項）を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）

⁴ レベル 3 を対象とする開示項目は次のとおりである。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号第 93 項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

資金決済法における仮想通貨

20. 第 10 項の提案のとおり、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことを提案しており、時価に関する開示の範囲に含めないことが考えられる。

提案

21. 金融商品以外の項目については、IFRS 第 13 号において要求される時価に関する開示を求めないことが考えられるかどうか。

(第 131 回金融商品専門委員会及び第 389 回企業会計基準委員会において聞かれた意見)

22. 第 131 回金融商品専門委員会において、以下の意見が聞かれている。
- (1) トレーディング目的で保有する棚卸資産について、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等の範囲に含めるとしながら、時価に関する開示を求めないことは不整合となると考えられる。また、トレーディング目的でコモディティを保有している企業は、コモディティの価格変動リスクに対してコモディティ・デリバティブでヘッジすることも想定され、このような場合に、デリバティブ（金融商品）についてのみ時価に関する開示を求め、現物のコモディティについて同様の開示を求めないのは、整合性がとれない可能性がある。
 - (2) トレーディング目的で保有する棚卸資産について、レベル 3 を対象とする開示が行われない可能性が高いことや保有する業態が限定的であることは、開示を不要とする理由とはならないと考えられる。
23. 第 389 回企業会計基準委員会において、以下の意見が聞かれている。
- (1) トレーディング目的で保有される棚卸資産については、レベル 3 に区分される可能性が低いことや、保有する業態が比較的限定的であるとの理由のみでは、時価に関する開示の範囲に含めない理由としては十分ではないと考えられ、また時価に関する開示は、平時ではなく危機時において有用となる可能性があると考えられる。
 - (2) 仮想通貨について、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないとしても、仮想通貨が時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等における測定方法と異なる可能性があることを踏まえると、開示を求める意義はむしろ高い可能性があると考えられる。

(今回の追加的な分析及び提案)**トレーディング目的で保有される棚卸資産**

24. これまでの審議では、トレーディング目的で保有する棚卸資産を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等の範囲に含める場合に、時価に関する開示を求めないことについては、レベル3に区分される可能性が低いことや、保有する業態が比較的限定的であることは、理由としては十分ではないとの意見が聞かれている。
25. この点、金融商品については、金融危機時のみならず平時においても時価に関する開示が有用となる可能性があるとして検討を進めており、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、売買目的有価証券と同様の会計処理であるため、金融商品が適用される時価の定義及びガイダンスを用いることが有用であると考えていることを踏まえると、トレーディング目的で保有する棚卸資産についても、金融商品と同様に、金融危機時のみならず平時においても時価に関する開示が有用となる可能性があると考えられ、時価に関する開示を求めることが考えられる⁵。

資金決済法における仮想通貨

26. これまでの審議では、仮想通貨が時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等における測定方法と異なる可能性があることを踏まえると、仮想通貨について開示を求める意義はむしろ高い可能性があるとの意見が聞かれている。
27. IFRS 第13号における開示の中心的な項目としては、時価のレベルごとの内訳に関する開示がある。時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等では、この時価のレベルについて、その時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて決定するとしており、当該インプットを使用する優先順位や留意事項（リスクに関する調整等）についてもガイダンスを置いている。
28. 仮想通貨について、例えば、時価のレベルごとの内訳を開示することは、測定の不確実性に関する情報を提供する可能性がある。ただし、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めない項目について時価のレベルごとの内訳の開示

⁵ なお、EDINETで2017年7月1日から2018年6月30日までに提出された有価証券報告書のうち、連結財務諸表及び個別財務諸表で「トレーディング目的」「コモディティ」「売買目的で保有する棚（たな）卸資産」という言葉を含むものを検索し、有価証券報告書を確認したところ、トレーディング目的で保有する棚卸資産があることを開示している企業は8社見られた（その大部分がIFRSを任意適用している商社であり、その開示においてレベル3に区分されているものは見られなかった。）。

を求める場合には、市場が活発か否かの判定や用いるインプットの優先順位等、時価のレベルを区分するための前提となる時価の算定に係るガイダンスが当該会計基準等に含まれることから、適切に時価のレベルごとの内訳の開示を行うことができないと考えられる。

また、仮想通貨実務対応報告において、時価評価が求められる仮想通貨は、活発な市場が存在する場合の仮想通貨であり、仮に時価のレベルごとの内訳を開示する場合でも、観察できないインプットを用いるレベル3の時価には区分されず、高い測定の不確実性を示す情報を提供することとはならないと考えられ、有用性が高いとはいえないと考えられる。

そのため、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことを提案している仮想通貨については、時価に関する開示を求めないことが考えられる。

提案

29. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価に関する開示を求め、活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨については、時価に関する開示を求めないことが考えられるがどうか。
30. また、トレーディング目的で保有する棚卸資産について、時価に関する開示を求める場合には、その注記事項の定めをどのように置くかが論点となる。

この点、棚卸資産会計基準において、トレーディング目的で保有する棚卸資産の会計処理が売買目的有価証券に関する取扱いに準じることとして、金融商品会計基準を参照していることと同様に、注記項目についても、棚卸資産会計基準から金融商品会計基準を参照するため、以下のように棚卸資産会計基準第 19-2 項を新設することが考えられるがどうか。

なお、以下では、IFRS 第 13 号の開示項目について、金融商品会計基準第 40-2 項(3)として、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」が新設されることを前提としている。また、参考として、トレーディング目的で保有する棚卸資産に関連する棚卸資産会計基準第 16 項及び第 19 項を示している。

さらに、文案作成にあたっては、時価に関する開示を含めるよう改正することを検討している金融商品時価開示適用指針の各項と同様に、「ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。」との記載を含めている。

(棚卸資産会計基準本文)**トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準**

16. トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。

開示**トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益の表示**

19. トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する。

トレーディング目的で保有する棚卸資産に係る注記

- 19-2. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的有価証券に関する注記に準じて、金融商品会計基準第 40-2 項(3)「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」のうち、売買目的有価証券について注記される項目について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

ディスカッション・ポイント

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価に関する開示を求め、活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨については、時価に関する開示を求めないとの提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

また、トレーディング目的で保有する棚卸資産について時価に関する開示を求める場合についての第 30 項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上